

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業所： メロディケアプランセンター

重 要 事 項 説 明 書

1 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(事業の運営方針)

- 1 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

2 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	株式会社 メロディ
代表者名	神田 郁美
所在地	尼崎市大庄中通 1 丁目 21 番
連絡先	TEL 06-6430-5022 FAX 06-6430-5023
設立年月	平成 19 年 7 月 10 日

3 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所名称	メロディケアプランセンター
介護保険指定事業者番号	28730088211
所在地	尼崎市大庄中通 1 丁目 21 番
連絡先	TEL 06-6430-2008 FAX 06-6430-5023
事業所の通常の事業実施地域	尼崎市 西宮市
開設年月	平成 19 年 9 月 1 日

※平成 22 年 9 月より特定事業所加算 (Ⅱ) 取得

4 事業営業日および営業時間

営業日	月～金ただし12月30日から1月3日までを除く
営業時間	9時～18時

5 職員体制

職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成 利用者・サービス事業者との連絡 調整、援助、給付管理等	常勤職員 5名以上 (内1人は管理者を兼務)
事務職員	整理及び連絡	常勤兼務 1名

6 利用料金（契約書第11条参照）

（1）利用料（ケアプラン作成料）

要介護を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

料金・加算・減算は『付属別紙1』参照

（2）交通費

尼崎市・西宮市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。

（3）解約料

ご契約者は、いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

7 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

8 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやすは、利用者の要介護認定有効期間中、必要に応じて訪問し、原則として1ヶ月に1回以上訪問します。

9 秘密の保持（契約書第14条参照）

事業所及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、本契約が終了した後も継続します。

1 0 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等及びその他外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに、利用者の同意が得られなかった場合は、サービス調整ができず、一体的なサービス提供が出来ない等の不具合が生じることがあります。
- 4 事業者は、利用者及びその家族に関する記録物については、管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 1 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 2 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 3 緊急時の対応（契約書第 1 2 条参照）

利用者の体調悪化等の緊急時は居宅サービス計画書に位置づけられた連絡先に連絡をし適切に対応します。

1 4 損害賠償について（契約書第 1 5 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合にはご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 5 損害保険加入について

加入日 平成28年9月1日

加入会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険の種類 居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 賠償責任保険

(1) 適用対象

被保険者である事業者が行った業務の遂行に伴い日本国内において発生した以下の事故に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任について、保険期間中に日本国内で損害賠償請求をされた場合

(2) 補償範囲

- ①対人・対物事故
- ②管理財物事故
- ③人格権侵害事故
- ④居宅介護・介護予防支援事業に係る賠償事故
- ⑤初期対応費用
- ⑥見舞金・見舞品

1 6 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

- ① 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

- ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 指定居宅サービス事業所等の選定

利用者及びその家族は、当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めたり、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

(4) 当事業所における各サービス及び同一事業所の利用割合について

前6か月間に当事業所で作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスにおける同一事業者によって提供されたものの割合については、別紙のとおりとなります。

1 7 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合、書類を交付し口頭で説明します。署名、捺印を頂くことで同意確認を行います。

18 介護支援業務に関する相談、苦情について

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 管理者 介護支援専門員 北村 秀樹

【事業所の窓口】

メロディケアプランセンター

尼崎市大庄中通1丁目21番

TEL 06-6430-2008

FAX 06-6430-5023

受付時間 9:00~18:00 (土日、12/30から1/3を除く)

※その他の相談窓口 当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

【市町村の窓口】

尼崎市介護保険課

尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL 06-6489-6350

FAX 06-6489-7505

受付時間 9:00~17:00

西宮市介護保険グループ

西宮市六湛寺町10番3号

TEL 0798-35-3148

FAX 0798-34-2372

受付時間 9:00~17:00

西宮市介護認定グループ

TEL 0798-35-3133

FAX 0798-34-2372

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保険団体連合会

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801

TEL 078-332-5601

受付時間 9:00~17:00

19 重要事項説明の年月日時・場所

年 月 日 時 分
説明場所 自宅 その他

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者名称	株式会社 メロディ	
事業所名称	メロディケアプランセンター	
代表者名	神田 郁美	㊞
所在地	尼崎市大庄中通 1 丁目 21 番	
電 話	06-6430-2008	
説明者氏名	介護支援専門員	㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者	住 所	尼崎市	
	氏 名		㊞

代理人	住 所		
	氏 名		㊞

(付属別紙 1)

利用料金

※介護保険適用になる場合は、下記利用料（加算含む）をお支払いいただく必要はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、尼崎市介護保険課に提出しますと差額の払い戻しが受けることが出来ます。

※料金につきましては、単位数に地域区分別単価（10,700円）を乗じた額となります。

取扱件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員一人当たりの利用者数が 45人未満の場合	居宅介護支援Ⅰ 1086単位	居宅介護支援Ⅰ 1411単位
介護支援専門員一人当たりの利用者数が 45人以上の場合において、45人～60人未満の部分	居宅介護支援Ⅱ 544単位	居宅介護支援Ⅱ 704単位
介護支援専門員一人当たりの利用者数が 60人以上の部分	居宅介護支援Ⅲ 326単位	居宅介護支援Ⅲ 422単位

加算一覧表

加算名	単位	加算の説明
特定事業所加算 Ⅰ	519単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1ヶ月）
特定事業所加算 Ⅱ	421単位	
特定事業所加算 Ⅲ	323単位	
特定事業所加算 A	114単位	
初回加算	300単位	・新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要介護状態区分が2区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作る場合。
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、入院したその日の内に利用者に関する必要な情報を提供した場合。 ※入院以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、入院してから翌日又は翌々日に利用者に関する必要な情報を提供した場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算（イ）	1回目 450単位 2回目 600単位 3回目 900単位	病院、診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員とカンファレンス以外の方法で利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合、3回まで算定可能。
退院・退所加算（ロ）	1回目 600単位 2回目 750単位 3回目 900単位	病院もしくは診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員とカンファレンスにより、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合、3回まで算定可能。

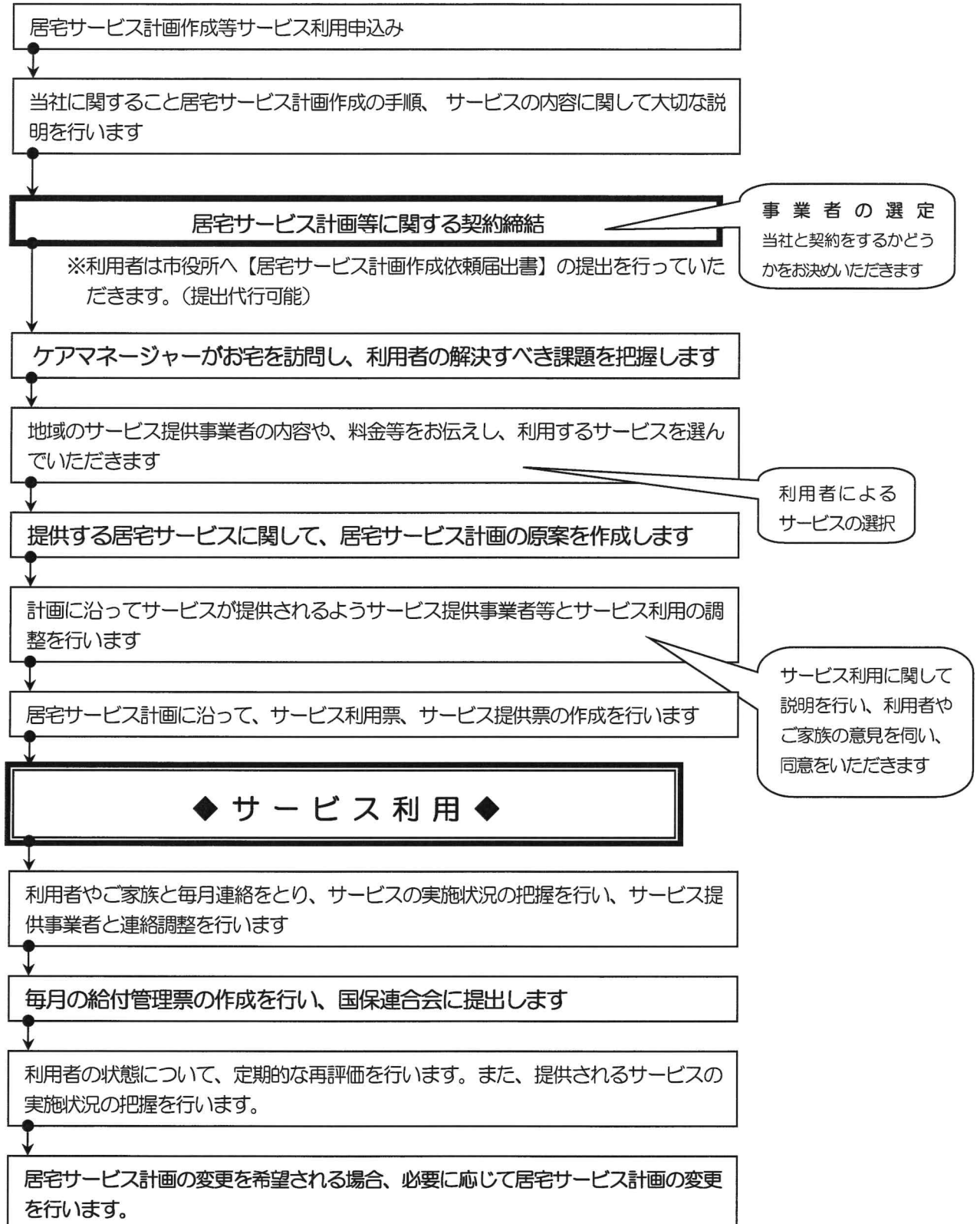
通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うと共に、医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日間以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、2回まで算定が可能。

減算

減算名称	減算単位	要件等
特定事業所集中減算	200単位	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の50%	運営基準に沿った適切な居宅介護支援が提供できていない場合
同一建物減算	所定単位数の95%	- 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 - 指定居宅介護支援事業所における1月辺りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者
業務継続計画未策定事業所に対する減算	指定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	指定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



メロディケアプランセンター サービス利用割合等説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は、下記の通りとなります。

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
57.9 %	40.6 %	15.0 %	78.0 %

②前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合は下記の通りとなります。

訪問介護	事業所名	メロディケアセンター	ヘルパーステーションこうぼん	(株)ハート介護サービス
	割合	65.9 %	12.0 %	6.8 %
通所介護	事業所名	メロディスクエア	社会福祉法人あかね	社会福祉法人博愛福祉会
	割合	57.8 %	5.9 %	5.4 %
地域密着型通所介護	事業所名	ヴィーナスプラス立花	リハトレTAKADA	合同会社ウォークオン
	割合	21.6 %	10.8 %	9.4 %
福祉用具	事業所名	神戸レンタル尼崎支店	ヤマサキケアネット	フランスベッド
	割合	50.9 %	15.8 %	8.0 %

③判定期間 (令和 6 年度)

☐ 前期 (3月1日から8月末日)

☒ 後期 (9月1日から2月末日)

